

うちわの港ミュージアム跡地の利活用について

【背景】

当該施設は、民間の飲食施設を市が取得し、平成 7 年に国の伝統的工芸品である「丸亀うちわ」の歴史を伝え、市民が伝統的地場産業であるうちわに関して教養を深め、普及と交流の場として活用することを目的に設置されたうちわの総合博物館である。施設老朽化により、他施設へ移転した旧うちわの港ミュージアムについて、市として跡地の利活用方法が課題となっている。同場所はさぬき浜街道に面し、丸亀城～中津万象園・新丸亀うちわミュージアム～四国水族館の結節点に位置するため、回遊型・滞在型観光を促す上でも大変貴重な場所となっており、今後の利活用を検討するもの。

【施設の概要】

建築年：平成 3 年 4 月

地番：丸亀市港町 307 番地 15

敷地面積：4352.47 m²

延床面積：1,050.10 m²（1 階 708.24 m² 2 階 306.62 m² 塔屋 35.24 m²）

構造：鉄骨造 2 階建（塔屋付）

用途地域：準工業地域

接道：東側 市道港町区画 5 号線

【前提】

- ・南側は車の往来が多いさぬき浜街道に面している。
- ・西側は丸亀港に面するが、岸壁には貨物船の停泊と車の駐車が頻繁にあるほか、北側は鉄スクラップ等を扱う工場に隣接している。
- ・付近にコンビニエンスストア、飲食店（うどん屋、居酒屋）、産直店等がある。
- ・建物は屋根と外壁の経年劣化が著しく、大雨時に雨漏りが発生しており、現状のままでは一般使用が難しい。
- ・施設整備、維持管理に係る市の財政負担を可能な限り抑えたい。
- ・施設及び敷地については、直営の他、売却・貸付等幅広い検討も可能。
- ・施設及び敷地の活用については、観光施設に限らなくても可。

【質問事項】

- ・立地を活かした有効な活用方法案のご意見をいただきたい。